

元気はつらつ おでかけサポートについての Q&A
(介護支援専門員向け)

【対象者について】

問 1-1：どのような方が対象になるのか。

(答)

「元気はつらつ おでかけサポート」は、下記の方が対象です。

- ① 要支援1・要支援2の人
- ② 基本チェックリストで厚生労働省が定める基準に該当した人
- ③ ①と②に該当して利用していた人で、要介護になった人

※この Q&A の中で、上記の①～③に該当する人を「要支援者等」と表現します。

問 1-2：なぜ、要支援者等だけが対象となるのか。

(答)

「元気はつらつ おでかけサポート」は、「介護予防・日常生活支援総合事業」の「介護予防・生活支援サービス事業」として実施しています。

「介護予防・生活支援サービス事業」は、主に要支援者等を対象とした制度となっており、「元気はつらつ おでかけサポート」についても、要支援者等を対象としています。

問 1-3：「元気はつらつ おでかけサポート」とは、要支援認定を持っている人への外出支援が対象となるのか。

(答)

その通りです。要支援者等を対象に、一定の目的での外出の支援を行う市民団体に対して、運営補助金を交付しています。

問 1-4：通院時の病院内や買い物時の店舗内に付添が必要となる場合、付添者が同乗することはできるか。

(答)

通院時の病院内や買い物時の店舗内に付添が必要となる場合、付添者が同乗することは可能です。

※付添者の利用料については、問 5-1 に記載しています。

問 I-5：認定申請中で要支援の認定が出る見込みの人は対象になるか。

(答)

要介護の認定が出た場合や非該当が出た場合に対象外となるため、認定申請中の人の利用は控えていただいています。要支援の認定が出た後にご利用ください。

問 I-6：下記の条件の場合、問 I-1 の「③ ①と②に該当して利用していた人で、

要介護になった人」として対象になるか（概要として、利用相談時点では要支援者であったものの、初回利用までに区分変更申請を行い、区分変更申請の結果が要介護であった場合）

(条件)

1月10日：要支援Ⅰの利用者の利用について、実施団体に相談。利用可能との返答で、計画上でサービスに位置付ける。

1月13日：利用者に状態の変化があり区分変更申請を行う。

1月15日：初回利用。

2月15日：区分変更申請の結果として「要介護Ⅰ」の認定。（認定有効期間開始日が1月13日）

また、対象にならない場合、既に上記の条件で利用してしまった場合には、どのようにすればよいか。

(答)

対象になりません。③については、区分変更前の時点で①・②に該当している人として1回以上利用していた場合が該当します。

既に利用してしまっていた場合は、判明次第、一度、実施団体とご相談ください。

問 I-7：給付制限を受けている人は利用可能か。

(答)

利用可能です。

※利用料については問5-2に記載しています。

問 1-8：実施団体に要支援者等のことについて伝える際に、特に伝えた方がよい事項はあるか。

(答)

特に、福祉用具を利用されている場合、形状や大きさ等の情報を伝えていただかなければいけません。

実施団体では、軽自動車でサポートを行っていることから、特にシルバーカー（手押し車）を利用されている場合は、形状により車に乗せることが難しい場合があります。

また、利用している人の介護度が変わった場合には、その都度実施団体に情報提供をお願いします。

問 1-9：付添者の有無については、申込時に実施団体に伝える必要はあるか。また、利用開始後に付添者の有無が変わる場合は、その旨を実施団体に連絡するのは、ケアマネジャーか要支援者等のどちらか。

(答)

車両に乗れる人数には限りがあることから、付添者の有無については、事前に確認した上で、申込時に実施団体に伝えていただければと思います。

また、利用開始後に付添者の有無が変わる場合、その旨を実施団体に連絡するのは、要支援者等で構いません。

※付添者の利用料については、問 5-1 に記載しています。

【行先・用途について】

問 2-1：サロンやつどい場など、定期的な利用は可能か。

(答)

「元気はつらつ おでかけサポート」は、主に決まった場所への定期的な利用を想定しています。

- ・定期的にサロン・リハサロンやつどい場に通う。
- ・定期的な買い物に行く。
- ・定期的な通院をする。

という場合を想定しています。

問 2-2：摂津市外の医療機関に通う際に、摂津市内の駅やバス停までの外出の支援は対象になるか。

(答)

「元気はつらつ おでかけサポート」は、原則、「摂津市内の医療機関」への通院が対象となります。

ただし、これまで通院していた医療機関に通い続ける場合等で、市外の医療機関でなければならぬ事情の場合には、摂津市内の駅や病院シャトルバスのバス停までの外出は対象となります。

なお、ドライバーは住民ボランティアのため、交通事情等により到着時間が前後する場合があります。あらかじめご了承ください。

問 2-3：摂津市外の医療機関に通う際に、摂津市内で病院に限りなく近い場所までの外出の支援は対象になるか。

(答)

「元気はつらつ おでかけサポート」は、原則、「摂津市内の医療機関」への通院が対象となります。問 2-2 のような駅やバス停までの外出は対象となります。ご質問の状況のような、摂津市外の医療機関に通う際の、摂津市内で病院に限りなく近い場所までの外出の支援は対象になりません。

問 2-4：実施団体に伝える行先の情報は、利用のたびに必要なのか。それとも、初回のみで良いのか。

(答)

問 2-1 に記載のように、決まった場所に行く際の定期的な利用を想定しており、利用のたびに行先の情報が必要となることは、基本的には想定していません。そのため、ケアマネジャーが実施団体に行先の情報を伝えるのは、基本的には、初回のみで良いと思われます。

万が一、行先が変わる場合には、事前に実施団体に情報提供をしていただくよう、お願いしています。

なお、実施団体では、複数の人に対して外出支援を行っており、前後の利用者とのスケジュールの兼ね合いも含めて利用調整をしています。行き先が変わると所要時間が変わり、前後の利用者に影響を及ぼしますので、ご理解をお願いします。

問 2-5：他の交通手段と比べて経済的な負担が少ないという理由で利用しても構わないのか。

(答)

「元気はつらつ おでかけサポート」は、生活上の課題を抱えている要支援者等に対して外出の支援を行うことで、要支援者等の自立した生活につなげ、介護予防・重度化防止を図ることを目的に実施しています。

そのため、生活上の課題を抱えている人の利用を想定しており、具体的には、「介護予防サービス・支援計画書」の「領域における課題」で、いずれかの項目が「有」となっている人（生活上の課題がある人）を想定しています。

生活上の課題がない方が、経済的な負担が少ないという理由のみで利用することは、想定していません。

問 2-6：「介護予防の活動」について、具体的にどのような活動が対象になるのか。
また、対象になる活動であるかどうかは、何を見ればわかるか。

(答)

「元気はつらつ おでかけサポート」の対象になる介護予防の活動は、一般介護予防事業に位置付けられている活動になり、下記の活動になります。

- ・委託型つどい場 （街かどデイハウスを含む）
- ・カフェ型つどい場
- ・サロン・リハサロン
- ・健康づくりグループ

該当する活動については、「せっつ医療・介護つながりネット」の「介護予防」の項目に掲載しています。

せっつ医療・介護つながりネットについては、市のホームページのバナーをクリックしていただくか、右下の二次元バーコードから確認できます。

なお、「健康づくりグループ」については、新しく登録したグループなどは、掲載までに時間がかかる場合があります。また、グループによっては、一般公開を希望されてもらず、関係者のみの専用画面で掲載されている場合があります。せっつ医療・介護つながりネットに掲載されていないものの、ご利用者様から健康づくりグループである旨の申し出がある場合は、お手数ですが、高齢福祉係までお問い合わせください。その際、グループの特定のため、活動の場所とグループの名称をお伝えください。必須ではありませんが、実施日時についてもお教えいただくと、なおありがたいです。

(URL) <https://carepro-navi.jp/settsu>

【二次元バーコード】



(参考 - セット医療・介護つながりネット トップページ)



問 2-7：介護予防通所リハビリテーション（介護保険サービス）の利用にあたり、当該介護予防通所リハビリテーション事業所が送迎を実施していない場合、「元気はつらつ おでかけサポート」による外出の支援を受けることはできるか。

（答）

できません。介護保険の通所系サービスにおいては、基本報酬に送迎に関する費用が含まれており、送迎は通所系サービス事業所が実施するものとなります。そのため、「元気はつらつ おでかけサポート」による外出の支援は対象外となります。

要支援者等の状態像から、介護予防通所リハビリテーションの利用にあたり送迎を必要とする場合は、送迎を行う介護予防通所リハビリテーション事業所をご案内ください。

問 2-8：「通院」の利用にあたって、歯科診療所や薬局に行くことはできるか。

（答）

摂津市内の歯科診療所や薬局は通院の対象になります。

問 2-9：「通院」の利用にあたって、鍼灸院や整骨院に行くことはできるか。

(答)

行先が摂津市内であり、当該場所で受ける施術が保険適用となる処置であれば対象になります。

問 2-10：「通院」の利用にあたって、急な体調不良や受診頻度の決まっていない不定期な受診で利用することはできるか。

(答)

できません。定期的な受診が対象になります。

【予約について】

問 3-1：実施団体からは、利用の1週間前までには連絡をいただきたいときいてい
るが、予約はどれくらい前からできるのか。

(答)

実施団体に確認したところ、早い分にはいつでも構わないのことです。

そのため、利用する予定が決まっているようであれば、決まった段階でご連絡をいた
だくことができます。

【ケアプランについて】

問 4-1：なぜケアプランが必要なのか。

(答)

「元気はつらつ おでかけサポート」は、「介護予防・日常生活支援総合事業」の「介
護予防・生活支援サービス事業」として実施しています。

「介護予防・生活支援サービス事業」は、サービスの利用にあたり、ケアマネジメン
トを受け、ケアプランに位置付ける必要があるため、ケアマネジャーによるケアプラン
の作成を求めています。

問 4-2：要支援者等が利用する際にケアプランが必要ということか。

(答)

「元気はつらつ おでかけサポート」は、要支援者等の利用を対象にしています。要
支援者等が利用する際には、ケアプランが必要です。

問 4-3：通所型サービス C（元気リハビリ教室）を利用されている人に、つどい場への紹介と同時に「元気はつらつ おでかけサポート」を案内する場合、つどい場への紹介と「元気はつらつ おでかけサポート」の利用について、それぞれプランを作成する必要があるのか。

①通所型サービス C の利用中につどい場と「元気はつらつ おでかけサポート」を案内する場合、②通所型サービス C の終了後すぐにつどい場と「元気はつらつ おでかけサポート」を案内する場合、のそれについて尋ねたい。

(答)

ご質問の状況の場合、①・②のどちらの状況であっても、介護予防サービス・支援計画書は1つで構いません。つどい場と「元気はつらつ おでかけサポート」で別々の計画書を作る必要はありません。また、①の場合には、通所型サービス C の利用中であることから、通所型サービス C もあわせて記載される形になります。

具体的には、「支援計画」の「介護保険サービス又は地域支援事業（総合事業のサービス）」から「期間」までの欄に、つどい場と「元気はつらつ おでかけサポート」をそれぞれ記載していただく形になります。

各々の欄の記載例は下記の通りです。なお、記載例の後ろに記載している（つどい場）や（元気はつらつ おでかけサポート）は、どの内容に関する記載かわかりやすくするために記載をしています。実際にケアプランを作成する際には、記載していただかなくとも構いません。

○介護保険サービスまたは地域支援事業（総合事業のサービス）

具体的な支援の内容を記載。

(記載例)

- ・周りの人とのコミュニケーションとレクリエーション（つどい場）
- ・つどい場の実施場所までの外出の支援（元気はつらつ おでかけサポート）
- ・買い物の際の外出の支援（元気はつらつ おでかけサポート）

※記載例はあくまで例示です。利用者の状況にあわせた記載をお願いします。

○サービス種別

サービス種別を記載。

(記載例)

- ・つどい場
- ・健康づくりグループ
- ・訪問型サービス D または 元気はつらつ おでかけサポート

○事業所（利用先）

実施機関名（実施団体名）を記載。

(記載例)

- ・老人福祉センターふれあいの里（つどい場）
- ・摂津市人材サポート・ビューロー（元気はつらつ おでかけサポート）

○期間

支援計画に掲げた支援を受ける期間を記載。ただし、つどい場と「元気はつらつ おでかけサポート」のみを利用する場合（予防給付や、他の訪問型サービス・通所型サービスを併用しない場合）は、開始日のみで構いません。

なお、②の場合で、通所型サービスCの終了後につどい場と「元気はつらつ おでかけサポート」のみを利用する場合（予防給付や他の介護予防・生活支援サービスを利用しない場合）は、通所型サービスCの利用中に終了後の内容についての支援計画書を記載していただく形になります。その際、「アセスメント領域と現在の状況」から「領域における課題」の部分については、課題を抱える項目のみの記載で構いません。また、「健康状態について」は、過去に作成した計画書と変更がある場合等、必要な場合のみの記載で構いません。

問4-4：ケアプランの作成は1人1回限りか。最後にケアプランを作成した月から3か月以上が経過している場合に、ケアプランを作り直したときはどうなるか。

(答)

ご質問の内容について、予防給付や、他の訪問型サービス・通所型サービスを利用せず「ケアマネジメントC（初回のみのケアマネジメント）」としてケアプランを作成したものと想定してお答えします。

「ケアマネジメントC」については、初回加算と同様に、過去2か月間ケアプランを作成していない場合に算定可能となります。そのため、最後にケアプランを作成した月から3か月以上が経過していなければ、請求することができません。

3か月以上が経過している場合で、要支援者等の心身の状況に大きな変化があり、ケアプランの内容に変更が生じる場合は、ケアマネジメントの一連の過程に基づいてケアプランが作成されていれば、再度「ケアマネジメントC」として請求していただくことが可能です。

問4-5：ケアプランはどのように作成すればよいか。

(答)

他のサービスの利用状況により異なりますので、2つのパターンに分けて説明します。

(1) 他のサービスを利用しておらず、「元気はつらつ おでかけサポート」について記載いただく形になります。

介護予防サービス・支援計画書の「支援計画」の「介護保険サービス又は地域支援事業（総合事業のサービス）」から「期間」までの欄に、「元気はつらつ おでかけサポート」について記載いただく形になります。

記載例については、問4-3をご確認ください。

なお、既にサービスを利用している要支援者等が「元気はつらつ おでかけサポート」を追加で利用する場合、計画への追記にともなうサービス担当者会議は開催しなくても構いません。ただし、他のサービスの利用への影響も考えられることから、サービス提供事業者に情報提供しておく必要があると考えます。

(2) 他のサービスを利用しておらず、「元気はつらつ おでかけサポート」のためにケアプランを作成する場合

通常のケアマネジメントと同様の流れでアセスメントを行い、「介護予防サービス・支援計画書」を作成します。

その際、「支援計画」の「介護保険サービス又は地域支援事業（総合事業のサービス）」から「期間」までの欄に、「元気はつらつ おでかけサポート」について記載いただく形になります。

問4-6：既に他のサービス（予防給付や他の訪問型サービス・通所型サービス）を使っている人が「元気はつらつ おでかけサポート」を追加で使う場合、サービス担当者会議は不要とのことであるが、ケアプランへの反映は、既に利用者から同意がとれているケアプランへの加筆での対応でも構わないか。

(答)

既に他のサービスを使っている人が「元気はつらつ おでかけサポート」を追加で使う場合、利用者から同意がとれているケアプランへの加筆での対応で構いません。

ただし、必須ではありませんが、他のサービスの利用への影響も考えられることから、追記後の計画について、サービス提供事業者に情報を提供しておく必要があると考えます。

問 4-7：地域包括支援センターから委託を受けて居宅介護支援事業所でケアプランを作成した場合、ケアプラン代の請求方法はどのような形になるか。

(答)

他のサービスの利用状況により異なりますので、2つのパターンに分けて説明します。なお、下記の記載については、あくまで請求時の書類の提出の流れになります。その他の書類（介護予防サービス・支援計画書等）の提出の流れは、地域包括支援センターとの契約に基づき、ご提出ください。

(1) 他のサービスを利用しており、そのサービスの利用にあたってケアプランを作成している（作成する）要支援者等の場合

ケアプラン代は、介護予防支援費や介護予防ケアマネジメント費（ケアマネジメントA）として支払う形になるため、通常通り、地域包括支援センターに対して請求書と給付管理表をご提出ください。

(2) 他のサービスを利用しておらず、「元気はつらつ おでかけサポート」のためにケアプランを作成する場合

地域包括支援センターに対して請求書をご提出ください。

問 4-8：利用する目的が増える場合（たとえば、通院の目的で利用していた人が、買物でも利用する場合）は、ケアプランの変更が必要か。

(答)

利用する目的が増える場合は、具体的な支援の内容が異なりますので、ケアプランの変更が必要です。ただし、これまでの質問への回答で記載しているように、加筆のみで構いません。

問 4-9：同じ目的で利用するものの、利用する時間帯や曜日が変更になった場合（利用回数に変更がない場合）は、ケアプランの変更が必要か。

(答)

同じ目的で利用するものの、利用する時間帯や曜日が変更になる場合は、具体的な支援の内容に変更はありませんので、ケアプランの変更は不要です。

問4-10：同じ目的で利用するものの、利用する曜日が増えた場合（利用回数が増えた場合）は、ケアプランの変更が必要か。

（答）

同じ目的で利用するものの、利用する曜日が増える場合は、具体的な支援の内容に変更はありませんので、ケアプランの変更は不要です。

問4-11：問1-1の③に該当する人として利用する場合にもケアプランに記載する必要があるか。

（答）

記載する必要があります。

【利用料】

問5-1：付添者が同乗する場合、付添者も片道300円が必要となるのか。

（答）

利用料については、実施団体が設定をしています。

実施団体に確認したところ、付添者も片道300円をいただいているとのことです。

問5-2：給付制限を受けている人が利用した場合、利用料はどうなるか。

（答）

給付制限を受けている人が利用した場合も、利用料に違いはありません。

（補足）

「元気はつらつおでかけサポート」については、市から実施団体への補助を行う仕組みで実施しています。

他サービスと異なり、「かかる費用のうち〇割を本人負担とする」という給付の仕組みにはなっていないため、給付制限を受けている人であっても、利用料に違いはありません。

【その他】

問6-1：往復利用の場合で待ち時間が長い場合、待機することになるのか。それとも、一度その場を離れて、指定の時間に迎えに来てくれるのか。

(答)

実施団体に確認したところ、待ち時間が長い場合は、一旦その場を離れる可能性もあり得るとのことです。

なお、どの程度の時間であれば「待ち時間が長い」とするかについては、状況により異なるため、一概に何分という明示は難しいとのことです。

問 6-2：行先が変わる場合は、要支援者等と実施団体が直接やりとりをしてよいのか。

(答)

問 2-1 と問 2-4 に記載したように、決まった場所に行く際の定期的な利用を想定しており、行先が変わることは、基本的には想定していません。行先が変わることとは、要支援者等に状態の変化があって支援内容を見直す必要があるのではないかと考えられ、その場合にはケアプランの内容の変更がともなうものと推察します。ケアプランの内容に変更がともなうため、ケアマネジャーによるやりとりになるものと推察します。

また、問 2-4 に記載したように、実施団体では、複数の人に対して外出支援を行っており、前後の利用者とのスケジュールの兼ね合いも含めて利用調整を行っています。行先が変わると所要時間が変わり、他の利用者のスケジュールにも影響を及ぼすため、ご理解をお願いします。

ただし、体調不良等により利用をキャンセルする場合については、要支援者等と実施団体が直接やりとりをしていただいて構いません。

問 6-3：実施団体との利用調整はどのように行えばよいか。

(答)

「元気はつらつ おでかけサポート」の利用を希望する場合は、まず、実施団体にご連絡をいただき、利用を希望する曜日・時間帯に空きがあるかをおたずねください。

空きがある場合は、市のホームページに掲載されている「おでかけネット「そら」利用申込書」を作成し、実施団体にご提出ください。

市ホームページについては、検索エンジンなどで「摂津市 おでかけサポート」と検索していただくと、確認することができます。

インターネットに接続する環境がなく、紙媒体での申込書を希望される場合は、実施団体または高齢介護課 高齢福祉係までご相談ください。

問 6-4：案内をした要支援者等のことで尋ねたいことがあった場合は、どこに連絡をしたらいいか。

(答)

実施団体にご連絡ください。なお、実施団体から運転を行うボランティアに確認の上で回答をする際は、回答までにお時間をいただく場合があります。

問 6-5：案内をした要支援者等のことについて、実施団体から利用状況の報告はあるのか。また、実施団体から何らかの問合せが入ることはあるか。

(答)

実施団体から市に対して利用実績の報告書が渡されますので、市から担当ケアマネジャーに、その報告書の写しを提供します。

また、初回の利用前には実施団体から要支援者等に電話で連絡をしています。その連絡がつかない場合には、案内をしたケアマネジャーに問合せをする場合があります。

その他、実施団体において、要支援者等のことで相談の必要があると感じた際には、案内をしたケアマネジャーに相談をする場合があります。

(要支援者等のことで相談の必要があると感じる例)

- ・予定を忘れることが頻回にあり、もの忘れ等が疑われる場合。
- ・付添者がいないものの、目的地での歩行状態等の様子が危うい場合。
- ・要支援者等が、「元気はつらつ おでかけサポート」の範囲内で、別の曜日・別の目的での利用を希望される場合。

問 6-6：担当するケアマネジャーが変わった場合、何か手続きが必要か。

(答)

実施団体に担当ケアマネジャーが変更となった旨をお伝えください。また、引き続き「元気はつらつおでかけサポート」を利用する場合は、新しいケアプランにも「元気はつらつおでかけサポート」を位置付ける必要があります。引継先のケアマネジャーに、提供サービスとして「元気はつらつおでかけサポート」をケアプランに含んでいただくようにお伝えください。

問 6-7：実施団体への連絡が可能な時間は何曜日の何時から何時までか。

(答)

実施団体に確認したところ、実施団体への連絡が可能な時間は、平日の午前 9 時から午後 3 時までとのことです。

問 6-8：実施団体で「元気はつらつ おでかけサポート」を行う時間は、何曜日の何時から何時までか。

(答)

実施団体に確認したところ、実施団体が「元気はつらつ おでかけサポート」を行う時間は、平日の下記の時間とのことです。

- ・利用者の自宅にお迎えに行く時間（開始時間）：午前 9 時 30 分から
- ・利用者の自宅にお送りする時間（終了時間）：午後 16 時まで